

ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（PFHxS）若しくはその異性体又はこれらの塩に係る BAT
報告書の事前相談について

令和5年9月15日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）では、他の化学物質を製造する際に副生される第一種特定化学物質について、「利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Technology/ Techniques）」の原則、すなわち第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方に立ち、副生される第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。

このたび、ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名 PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）を第一種特定化学物質に追加指定する等の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、意見募集（令和5年9月15日）^{*1}を開始しました。今後、PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の化審法第一種特定化学物質への指定を円滑に行うため、別表に記載の物質を対象として、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成31年3月29日）に基づく BAT 報告書の事前相談を令和5年9月15日から受け付けます。事前相談する際は、末尾の「お問合せメールフォーム」から事前に連絡をいただけますようお願いいたします。

BAT 報告書の正式な受理については、政令を公布した後に行いますのであらかじめご承知おきください。

【問合せ先】

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

電話：03-3501-0605

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

お問合せメールフォーム：（下記 URL 先の末尾に設置しています。）

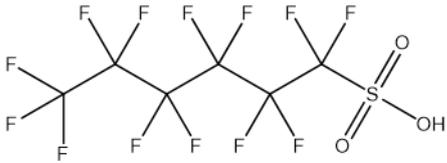
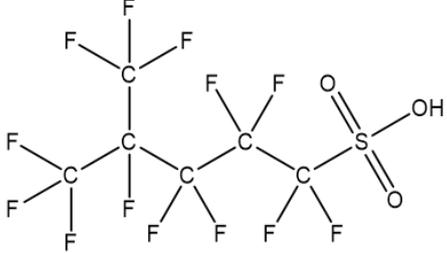
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_history.html

※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。

^{*1} 意見募集案件一覧

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(別表)

| No. | 化学物質名 | CAS 番号* ² (参考) | 化審法官報 公示整理番号* ² |
|-----|---|--|-----------------------------------|
| 1 | <p>ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名 PFH_xS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩</p>  <p>(PFH_xS の構造式)</p>  <p>(PFH_xS の異性体の構造式の例)</p> | <p>355-46-4 3871-99-6*³ 55120-77-9*³ 68259-08-5*³ 70225-16-0*³ 82382-12-5*³ 68391-09-3*⁴ 93572-72-6*⁵ 等</p> | <p>2-2810 (Na, K, Li 塩) 等</p> |

*² CAS 番号、化審法官報公示整理番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。

*³ PFH_xS 塩の例

*⁴ PFH_xS の異性体の塩の例

*⁵ PFH_xS の異性体の例